

1 気象警報の発表に伴う対応について

岐阜市立長森南小学校

◇登校する前に警報が発表されている場合

岐阜市に気象警報（暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報）が発表されている場合、警報が解除されるまで自宅待機とし、解除後は以下の対応とする。

- ① 始業時刻の1時間前（7時20分）までに警報が解除された場合は、通常通り授業を開始する。
- ② 始業時刻の1時間前（7時20分）から正午（12時）までに警報が解除された場合は、解除から1時間後に授業を開始する。（オンライン授業の可能性あり）
- ③ 正午（12時）を過ぎてから警報が解除された場合は休業とする

※授業が午前中のみの場合（土曜授業等）は、始業時刻の1時間前（7時20分）に警報が発表されている時点で休業とする。

◇ 登校してから警報の発表が予想される場合

異常気象により状況が一変し、下校等に支障が出ると判断した場合は、状況等により授業を打ち切り下校とする。

- ① 通学路の安全が確保でき、かつ6時間目の授業打ち切りなど短時間の変更の場合はスマート連絡帳にてその旨配信した上で学年ごとに一斉下校とする。
- ② 通学路の安全が確保できない場合や、警報が発表され児童が学校待機となった場合は、保護者引き渡しによる下校とする。 → **別紙1**参照

◇ その他

- ・ 各家庭では、テレビやラジオ、インターネット等で気象警報等の情報を得るようにする。警報は市区町村ごとに発表されるため、岐阜市の警報を確認する。
- ・ 河川の氾濫など、通学路の安全が確保できない場合は、警報が発表されていなくても登校を見合わせ自宅で待機する。
- ・ 前日までに、翌日の休業や午前授業等の対応が決定した場合は、配布文書またはスマート連絡帳により決定事項を連絡する。